

郵便振替口座番号:00130-9-101803 加入者名:バブ連ヤスクニ委員会 〒153-0061 東京都目黒区中目黒 3-13-29

目を凝らして見続け、

必要に応じて動く働きが必要とされる。

浦瀬佑司(靖国神社問題特別委員会委員・札幌バプテスト教会員)

2014年が始まったが、2013年、4年の2年間は、日本の民主主義にとって目の離せないときとなったようである。2012年12月の総選挙に大勝し、その後内閣総理大臣になった安倍晋三氏は、2013年7月の参議院選挙でも大勝を得たことに力を得て、2013年度後半になって、第1次安倍内閣において積み残したと感じていた多くの政策を、十分な議論を経ないままで強引に進めている。この流れの先に何があるかについては注視していかなければならない。

忘れてはならないのが麻生太郎の発言である。あのような発言が大きな問題として受け取られてない国内世論の危うさを考えなければならない。歴史認識の不確かさ、法意識の無知そして人権意識のな

さについて、そのときには大きな 反論はあったが、その後副総理と しての働きについて異議が全く申 し立てられていないまま、その職 務を続けているのである。もっと も自由民主党自体がそのような体 質のだろうから、身内からの反論

は出ないと思うが、マスコミも含めてなかったかのような風潮は、恐ろしいと思う。その延長上に国家安全保障会議がすんなりと設置され、特定秘密保護法が成立し、今後は「集団的自衛権」が「積極的平和主義」との標榜の下に解釈改憲として進められつつ、辺野古の埋め立てを進め沖縄への差別的な負担を恒久化しようとしている。一体この国は何処に向かおうとしているのか、そして一昨年、昨年の国会議員選挙はこのような政権に白紙委任状を渡したのであろうか、大きな疑問を持ちながら新しい年を迎えようとしていた12月26日に、安倍晋三内閣総理大臣は靖国神社参拝を行ったのである。しかも、10月の伊勢神宮の式年遷宮参列に続いてである。これが現在の日本国の政権の現状である。

立憲主義というのは周知の通り、統治権力から、 民衆の権利を守り、その命を保証するために血の代 償を払って民衆が得てきた権利である。民衆の権利 を保障しない憲法は外形的憲法とされ、本来的な憲 法とは見なされないのであり、プロシア憲法や大日 本帝国憲法はその意味で本質的な憲法ではないの である。個人一人ひとりの思想信条の自由や言論の 自由そして結社の自由が保障されない社会は憲法 治世下の社会ではないと言わなければならない。そ のような意味で現在の日本が向かう方向は、立憲主 義否定の道に向かっていると言わざるを得ない。政 教分離を要求する活動は、宗教者のみではなく、隣 人の歩む道を共に考える道でもあり、十字架の和解 を徹底して行く道でもあると思っている。「ヤスク

> 二」が日常化することがないように、祈り活動する必要が 今必要ではないだろうか。「ナ チスがコミュニスト(共産主 義者)を弾圧した時、私は不 安に駆られたが、自分はコミ ュニストではなかったので、

何の行動も起こさなかった。その次、ナチスはソーシャリスト(社会主義者、労働組合員)を弾圧した。 私はさらに不安を感じたが、自分はソーシャリストではないので、何の抗議もしなかった。それからナチスは学生、新聞人、ユダヤ人と、順次弾圧の輪を広げていき、そのたびに私の不安は増大したが、それでも私は行動に出なかった。ある日ついにナチスは教会を弾圧してきた。そして私は牧師だった。だから行動に立ち上がったが、その時は、すべてがあまりに遅過ぎた。」とのマルチン・ニーメラー牧師の言葉を忘れることはできない。歴史が何を語ろうとしているのかについて、目をこらして見つめ、「地の塩、世のひかり」としての働きを進める必要が、今私たちには求められている。



【安倍首相の靖国神社参拝に対する連盟理事会声明】

安倍晋三内閣総理大臣の靖国神社参拝に強く抗議する

日本パプテスト連盟理事会 理事長 奥村敏夫

私たち日本バプテスト連盟は、貴職が内閣総理大臣であった 2006 年 11 月、キリスト教信仰、バプテストの伝統、日本国憲法に基づく理由から、「安倍晋三首相が靖国神社に参拝しないことを求めます」とした総会決議による要請をしていました。しかし、第一次内閣では外交的配慮等から参拝を見送っていたこと、また第二次内閣でも参拝できないことを「痛恨の極み」とし、自身の信念というその理由だけで本年 12 月 26 日に靖国神社参拝を強行しました。これは私たちの要請だけでなく国内外の反対の声を全く無視した行為であり、私たちは安倍首相の靖国神社参拝に強い憤りをもって抗議します。

内閣総理大臣としての靖国神社参拝は、改めて言うまでもなく、憲法第20条「信教の自由・政教分離原則」、憲法第89条「政教分離」さらには第99条「憲法尊重擁護義務」を明らかに侵す行為で、基本的人権を著しく侵す行為です。また、かつて中曽根康弘首相、小泉純一郎首相の靖国神社参拝の違憲訴訟では、地裁、高裁で「違憲」判決が確定しており、このたびの安倍首相の靖国神社参拝は司法の判断をも無視する行為であり、私たちは到底認めることはできません。

安倍首相は、第一次内閣で教育基本法を改悪し、第二次内閣では、経済再生とともに、戦争ができる憲法草案をもとに「憲法改正(改悪)」を選挙公約として登場し、「積極的平和主義」の名のもとに、国家安全保障会議の創設、特定秘密保護法の強行、さらには集団的自衛権行使の容認、武器輸出三原則の緩和、沖縄米軍基地の固定化など、平和憲法をないがしろにした戦争体制作りにまい進しています。靖国神社は、かつての天皇制国家体制下で、天皇の軍隊である陸海軍省が管轄する軍事的宗教施設として、日本のアジア侵略・軍国主義の精神的支柱という役割を果たしてきました。戦後、一宗教法人となりましたがその性格は受け継がれており、戦没者を「英霊」として顕彰し、靖国神社はアジア諸国に対する侵略戦争の歴史を肯定・美化しています。そのような性格をもった靖国神社への安倍首相の参拝は、単なる個人の信念の問題ではなく、靖国神社が持っている歴史観・性格を肯定することであり、侵略戦争の歴史を反省し、アジア諸国だけでなく世界に対する約束である「平和憲法」を変えようとする明確な意思表示だと言えます。それはまた、安倍首相の悲願である戦争体制作りのための「憲法改正」に向けた一連の行動でもあり、「平和を愛する諸国民の公正と信義」(憲法前文)に対する挑戦として、私たちは強い危機感を抱かざるをえません。

私たち日本のバプテスト教会はかつて、十字架と復活のイエス・キリストこそ教会と世界の主であるという信仰告白において誤りを犯し、天皇制国家とその侵略戦争に加担する過ちを犯しました。私たち日本バプテスト連盟はその歩みを深く悔い改め、「靖国神社問題に対する日本バプテスト連盟の立場」(1982年8月)、「戦争責任に関する信仰宣言」(1988年8月)、「平和に関する信仰的宣言(平和宣言)」(2002年11月)を明らかにしました。また、「戦争はしない、戦争はしてはならない。それが、主イエス・キリストに従う私たちの道です」との告白を共に分かち合い、「憲法改悪を許さない私たちの決意表明」(2013年11月)を明らかにし、和解の主であるイエス・キリストに従い、隣人に仕え、武力によらない平和実現を祈り、連携し、行動しています。信教の自由・政教分離原則を重要な信仰的主張としてきたバプテストとして私たちは、それゆえ安倍首相の靖国神社参拝に強く抗議します。

ヤスクニ、天皇制、戦争責任など

【新聞他 拾い読み】 特集:安倍首相靖国神社参拝

■首相が靖国参拝〜小泉氏以来7年ぶり 中韓反発は必至

安倍晋三首相は26日午前11時半すぎ、東京・九段北の靖国神社を参拝した。現職としては、2006年に当時の小泉純一年首相が参拝して以来7年ぶり。第2次安倍政権発足からとちょうど1年での決行で、首相としては初めての参拝となった。首相の参拝を求める保北層に配慮したとみられる。中韓両国は、東京裁判のA級戦犯が合祀されている靖国神社への首相や閣僚の参拝に反対しており、反発は必至だ。

首相は第1次安倍政権のときに参拝しなかったことを「痛恨の極みだ」として、参拝への意欲を強調。12月9日の記者会見では、「参拝するか否かを今、申し上げるべきではない」と述べていた。首相は到着殿から拝殿を抜けて、本殿で参拝した。「内閣総理大臣 安倍晋三」名で白い花を献花した。4月の春季例大祭では、「真榊」と呼ばれる供物を、8月15日の終戦記念日には玉串料を私費で奉納した。10月の秋季例大祭でも真榊を納めたが、それぞれ参拝を見送っていた。

(琉球新報電子号外20131226)

■「不戦の誓い」「中韓傷つけるつもりない」 首相談話全文

本日、靖国神社に参拝し、国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに、尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました。また、戦争で亡くなられ、靖国神社に合祀されない国内、及び諸外国の人々を慰霊する鎮霊社 [Q&A 参照] にも、参拝いたしました。御英霊に対して手を合わせながら、現在、日本が平和であることのありがたさを噛みしめました。今の日本の平和と繁栄は、今を生きる人だけで成り立っているわけではありません。愛する妻や子どもたちの幸せを祈り、育ててくれた父や母を思いながら、戦場に倒れたたくさんの方々。その尊い犠牲の上に、私たちの平和と繁栄があります。今日は、そのことに改めて思いを致し、心からの敬意と感謝の念を持って、参拝いたしました。

日本は、二度と戦争を起こしてはならない。私は、 過去への痛切な反省の上に立って、そう考えています。 戦争犠牲者の方々の御霊を前に、今後とも不戦の誓い を堅持していく決意を、新たにしてまいりました。

同時に、二度と戦争の惨禍に苦しむことが無い時代をつくらなければならない。アジアの友人、世界の友人と共に、世界全体の平和の実現を考える国でありたいと、誓ってまいりました。

日本は、戦後 68 年間にわたり、自由で民主的な国

をつくり、ひたすらに平和の道を邁進してきました。 今後もこの姿勢を貫くことに一点の曇りもありません。 世界の平和と安定、そして繁栄のために、国際協調の 下、今後その責任を果たしてまいります。靖国神社へ の参拝については、残念ながら、政治問題、外交問題 化している現実があります。

靖国参拝については、戦犯を崇拝するものだと批判する人がいますが、私が安倍政権の発足した今日この日に参拝したのは、御英霊に、政権一年の歩みと、二度と再び戦争の惨禍に人々が苦しむことの無い時代を創るとの決意を、お伝えするためです。

中国、韓国の人々の気持ちを傷つけるつもりは、全 くありません。靖国神社に参拝した歴代の首相がそう であった様に、人格を尊重し、自由と民主主義を守り、 中国、韓国に対して敬意を持って友好関係を築いてい きたいと願っています。

国民の皆さんの御理解を賜りますよう、お願い申し 上げます。 (朝日 20131226)

■韓国政府「嘆きと憤怒を禁じ得ない」

韓国の劉震竜文化体育観光相は26日、記者会見し、 安倍晋三首相の靖国神社参拝に対する韓国政府の声明

として「嘆きと憤怒を禁じ 得ない」と述べた。靖国神 社は戦争犯罪者を合祀して いる反歴史的な施設だと表 現。参拝は「韓日関係はも ちろん、東北アジアの安定 と協力を根本から損なう時 代錯誤的行為だ」と批判した。



日本に対して「日本軍国主義の侵略と植民地支配の 苦痛を経験した近隣国家とその国民に対する徹底した 反省と謝罪を通じ、信頼を築くべきだ」と求めた。

(日経20131226)

■中国外交部、

安倍首相の靖国神社参拝について談話を発表

中国外交部(外務省)の秦剛報道官はこのほど、安倍晋三首相の靖国神社参拝について以下の談話を発表した。外交部の公式サイトが伝えた。日本の安倍晋三首相は26日、中国の断固とした反対を顧みず、第二次世界大戦のA級戦犯を合祀する靖国神社の参拝を強行した。中国政府は、中国及びその他のアジア被害国の国民感情を横暴に踏みにじり、歴史の正義と人類の良識に公然と挑戦した日本の指導者の行為に対し、強烈な憤慨を表明し、日本側に強烈な抗議と激しい非難

を表明する。

日本軍国主義が発動した侵略戦争は、中国を含むアジア被害国の国民に大きな災難をもたらし、日本国民にも大きな被害をもたらした。靖国神社は第二次世界大戦期間中、日本軍国主義が侵略戦争を発動した際の精神的な道具および象徴であり、中国とアジア被害国の人々に対して途方もない大罪を犯した A 級戦犯 14人をいまだに祀っている。日本の指導者による靖国神社参拝は、日本軍国主義の対外侵略・殖民統治の歴史を美化するものであり、日本軍国主義に対する国際社会の正義の審判を覆そうとするものであり、第二次世界大戦の結果と戦後の国際秩序に挑戦するものである。日本の指導者のこうした正義にもとる行為は、日本の今後の発展方向に対するアジア近隣諸国および国際社会の強い警戒と懸念を呼び起こさずにいられない。

(チャイナネット 20131226)

■在日米大使館「失望している」 安倍首相の靖国神社参拝

在日米国大使館は 26 日、安倍晋三首相が靖国神社 を参拝したことについて、「近隣諸国との関係を悪化さ せる行動を取ったことに、米国政府は失望している」

との声明を発表した。米政府が日本の首相 の靖国神社参拝を公式に批判するのは極め て異例だ。声明はまた、「米国は、首相の過 去への反省と日本の平和への決意を再確認 する表現に注目する」とし、今後の安倍首 相の対応を注視する考えを示した。(朝日 20131226)

■<首相靖国参拝>「小泉参拝」は違憲判決 過去の司法判断

首相による靖国神社参拝は、国家による宗教的活動を禁じた憲法の政教分離」原則に違反するとの指摘がある。戦没者遺族らが参拝で精神的苦痛を受けたとして国や首相に損害賠償などを求めた訴訟では、地裁や高裁で「違憲」判断が示されたケースもあり、今回の安倍首相の参拝に対しても提訴を検討しているグループがある。

1985 年 8 月に中曽根康弘首相(当時)が参拝した際には、遺族らが各地で提訴した。賠償請求は棄却されたものの 92 年 2 月に福岡高裁が、同 7 月には大阪高裁が「違憲の疑いがある」と言及した。遺族側は上告せず、判決は確定した。2001 年 8 月の小泉純一郎首相(同)の参拝でも 04 年 4 月に福岡地裁が、09 年 9 月には大阪高裁が「違憲」と断じ、いずれも確定した。最高裁は 06 年 6 月、歴代首相の靖国参拝を巡る初の判決を言い渡したが、憲法判断は示さず「参拝で原告の法律上の権利や利益が侵害されたとは認められない」と遺族側の請求を退けている。小泉氏の参拝で

国を訴えた原告団事務局長で僧侶の菱木政晴さんは「参拝が合憲とされた例は一つもないのに首相が参拝に踏み切ったことに強い怒りを覚える。準備が整えば提訴したい」と語った。 (毎日 20131227)

■安倍首相の伊勢神宮参拝、

中国報道「違憲、戦前に回帰の声も」

中国国営通信社の中国新聞社は6日、安倍晋三首相が同日午後に伊勢神宮を参拝したと報じた。安倍首相が2013年秋に行われた「遷御(せんぎょ)の儀」に参列したことを含め、「(日本国内では)憲法違反の疑いもあり戦前への回帰の道を歩んでいるとの批判もある」と紹介した。

記事は、安倍首相、岸田文雄外相、甘利明内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)らが午後0時20分に伊勢神宮に到着し参拝したことと、安倍首相が神社境内で記者会見を開いて今年の政府の仕事について説明したと紹介。日本の首相が伊勢神宮を参拝するのは慣例であり、民主党の海江田万里党首も安倍首相に先立って参拝したと解説した。

一方で、安倍首相が2013年10月2日に行われた 式年遷宮の儀式「遷御の儀」に参列したことも紹介。

> 同儀式への首相の参列は戦後初めてであり、 「日本の世論は憂慮している。憲法違反の 疑いもある戦前への回帰の道を歩んでいる との批

判もある」と報じた。

安倍首相の伊勢神宮に反対する声として、日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会の坂内宗男委員長と、児童文学作家の山中恒氏の意見を紹介した。 (サーチナ 20140106)

◇◆資料◆◇ 安倍首相の靖国神社参拝への キリスト教関係団体の抗議声明など

【NCC 靖国神社問題特別委員会】

安倍首相、これまであなたは靖国神社に真榊の奉納を繰り返すとともに、2013年12月26日の今日、靖国神社への参拝を行いました。

首相としての靖国神社への参拝に対しては、全国6 裁判所において、小泉純一郎首相に対する違憲訴訟がおこされました。福岡地裁においては2004年4月7日、首相の参拝は「内閣総理大臣の職務の執行と認め得る」とし「憲法20条3項によって禁止されている宗教活動に当たる」との判断が示されました。

憲法擁護義務を負う首相は、靖国神社への参拝は違 憲であるとの判決が出されたのですから、靖国神社への参拝は差し控えるのが当然だと考えます

あなたの靖国神社への真榊の奉納および参拝に対し

て、国内は勿論ですが、特に中国、韓国などのアジア 諸国からの批判はやむことはありません。中国政府は 首相の参拝に対して根本から反対しており、参拝が続 く限り中国に対する外交にも支障を来たしています。 あなたは戦没者への「敬意と誠を捧げる」ための参拝 と述べています。しかし、かつての戦争によって数千 万人の犠牲者を出しているアジア諸国から見るならば、 自国を侵略した兵士やその戦争の責任者たちが、「英 霊」、「祭神」として祀られている靖国神社に首相が参 拝すること、過去の戦争の肯定に繋がると受け止めら れるのです。

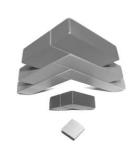
私たちは、憲法の平和主義、非武装、非戦、信教の自由、国が宗教を利用して戦争を遂行することを阻止するための政教分離の原則を堅持する立場から、改めて首相の靖国神社への真榊の奉納、参拝に反対し、これ以上靖国神社への関与をくり返さないよう強く要請します。

【日本キリスト教会北海道中会

ヤスクニ・社会問題委員会】

貴職が本日、靖国神社に参拝したことは、憲法を遵守すべき立場を逸脱した故意の不法行為であり、断じ

て許されることではない。



「国のために犠牲になった方々に哀悼の誠を示すのは当然」との理屈を、植民地支配と侵略戦争によって不公正な巨万の富を築いた人々の子孫の一人である貴職が主張することは、国民を犠牲にした先祖の罪を覆

い隠そうとする欺瞞的な行為である。そのように先祖 の罪悪を正当化するばかりか、さらに新たな富国強兵 の統制経済によって財閥にのみ奉仕しようとする政策 の一環として、かつての国家神道をも復活させようと いう間違った意図に対して、我々は断固として抗議の 意を表明する。

【日本カトリック正義と平和協議会】

私たち日本カトリック正義と平和協議会は、かつて 我が国がアジア諸国に対して犯した侵略戦争を悔い、 平和主義、国民主権、基本的人権の尊重の立場から、 アジアに平和と平等の友愛の社会が確立することを 願って活動してきました。しかし、安倍晋三首相は本 日、2013年12月26日、私たちの思いを踏みにじる ように靖国神社への参拝を強行しました。私たちは、 以下の理由により、安倍首相に厳しく抗議をします。

靖国神社は、戦前、戦中と天皇制軍国主義の精神的 支柱としての役割を果たして来ました。ゆえに首相が 靖国神社に参拝するということは、国家が60年前の 戦争を美化し、肯定することを意味し、日中戦争、ア ジア・太平洋戦争で亡くなられた二千万人を越す人々と、今も心身ともに被害の苦しみから解放されない人々の心を踏みにじるものです。またそれは、憲法 20条に定められた「政教分離」の原則に違反する行為であり、かつ、国民に国家のために犠牲になることを強いる道を開く行為に他なりません。

特に今回の安倍首相の靖国神社参拝は、戦後なかったほど緊張の高まるこんにちの東アジア情勢に、更に一層の緊張をもたらすものです。本来、国家間の緊張状態は外交努力によってのみ解決されるべきです。しかし安倍首相は、外交努力を放棄し、武力行使も辞さないと宣言するかのごとく、近隣諸国を威嚇しました。安倍首相は、東アジアのみならず全世界の人びとに日本に対する不信感を抱かせました。これまで和解と平和を願って努力してきた人々の思いを踏みにじり、今日まで私たちが築き上げてきたアジアの人々との友情と信頼を著しく傷つけました。

以上によって、私たちは今回の安倍晋三首相による 靖国参拝を決して容認することはできません。

私たち日本カトリック正義と平和協議会は、本日 2013年12月26日の安倍晋三首相の靖国神社参拝に 厳しく抗議します。

【日本YWCA】

安倍晋三首相は政権発足から1年となる2013年12 月26日、靖国神社に参拝しました。私たち日本YWCA は首相の靖国神社参拝に強く抗議します。

安倍政権は発足後、与党議員の数に物を言わせて強行に「戦争する国家づくり」を推し進めています。「国家安全保障会議の創設関連法」成立、「特定秘密保護法案」の強行採決、武器輸出三原則をなし崩しとする「国家安全保障戦略」の決定と「自衛隊による韓国PKO部隊への弾薬提供」、沖縄県知事へ迫る「辺野古への新基地建設の承認」等、国会閉会中の閣議決定を含め、十分な審議や国民への説明責任を果たさないまま強行し、集団的自衛権の行使を推進して憲法第9条を形骸化しています。これらの安倍政権の動きの中にあって、今回の首相の靖国神社参拝もまた、「戦争する国家づくり」の布石であり、私たちは見過ごすわけにはいきません。

かつて靖国神社は、日本のアジア侵略と軍国主義の精神的支柱でした。現在もその根本的精神は変わっていませんし、安倍政権は靖国神社という宗教施設を利用して「戦争する国づくり」に向けた国民の思想づくりを行っています。現職の首相が靖国神社に参拝することは、日本の侵略戦争を美化し、肯定する行為であり、さらには日本国憲法の「戦争放棄」「信教の自由」「政教分離」の原則および99条の憲法遵守義務違反です。

日本YWCAは、アジア太平洋戦争の歯止めになり得なかったことを深く反省して、戦後は日本の加害の歴

史を直視し、青年たちのアジア諸国への訪問・交流・ 協働プログラムを通して次世代の平和構築に力を注ぎ、 また日本国憲法をまもる活動にも取り組んできました。 その立場に立って日本YWCAは、日本政府にはアジア 太平洋戦争の加害に対する揺るがない反省をもって、 近隣諸国との信頼回復のスタート地点に立ち、非暴力 による平和構築をする責任があると考えます。それこ そが、日本国憲法前文に記された日本政府がなし得る 平和構築であり、真の国際貢献だからです。

よって日本YWCAは、首相の靖国神社参拝に抗議するとともに、日本政府が歴史の事実に向き合って、国政を行われることを強く求めます。

【日本長老教会社会委員会】

あなたは内閣総理大臣という立場にありながら、 2014年12月26日午前に靖国神社を参拝しました。 菅義偉内閣官房長官は記者会見で「信教の自由の問題 であり、政府が立ち入るべきではない」というお決ま りの答弁を繰り返しましたが、公用車で靖国神社に出 かけ、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記した花を供え、 マスコミの前で宣伝するかの如くに参拝を行い、参拝 後の報道各社へのインタビューにおいて「日本のため に尊い命を犠牲にされたご英霊に対し、尊崇の念を表 し、そして御霊安らかなれと、手を合わせて参りまし

た。」と述べたことは、明らかな内閣総理 大臣という公的な身分での参拝であり、 日本国憲法20条3項の政教分離原則に 違反する行為です。石破茂自民党幹事長 が党本部で記者団に対して「政権発足1 年の節目に平和を願い、み霊に哀悼の意 を表する思いで参拝を決意された」と発

言したことも、この参拝が政権の代表者としての参拝 であることを明らかにしているものです。

今年の8月15日や春季・秋季例大祭での靖国神社への真榊の奉納に留まらず、今回の参拝は本殿に上がる正式な形式に則った参拝であり、政教分離原則違反が日を追うごとに深刻になり、しかも堂々と確信をもって憲法違反行為を常態化させていることは、日本国憲法99条において憲法尊重擁護義務が課せられている役職にあるまじき行動です。

靖国神社は先のアジア太平洋戦争にて侵略戦争遂行の精神的支柱となった神社です。侵略戦争という犯罪的行為でありながらも国策のために戦死した人々を無条件に「お国のために尊い命を捧げた英霊」と祭り上げ、侵略行為を美化する役割を担った存在です。それにも関わらず安倍首相が「英霊に対して・・・二度と戦争の惨禍の中で人々が苦しむことのない時代をつくっていくという決意を伝えるために参拝を致しました」と語ったことは、この負の歴史の反省を全く顧みない発言です。安倍首相が、本当に「二度と戦争の惨禍の

中で人々が苦しむことのない時代をつくっていく」という決意を持たれるのであれば、負の歴史の反省に立って定められた日本国憲法20条3項の政教分離原則を厳格に守るべきです。

国家安全保障会議(日本版 NSC)の設置、特定秘密保護法成立、韓国軍への銃弾の無償譲渡と、安部政権が精力的に戦争の準備を行っていることを深く憂います。そして今回の靖国神社参拝と、戦争で死んだ人々を「英霊」と祭ったこと、それ自体が、戦死者を出すための準備であることを思います。まさにこれらは、かつての戦争の惨禍を再び繰り返そうとしている行動です。日本が二度と侵略行為を行う国となることのないように、国家神道に繋がる道を永遠に封印して、政教分離原則を厳密に遵守されることを、切に求めます。

【日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会】

わたしたち日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会は、あなたが12月26日に靖国神社に参拝したことに対し、厳重に抗議いたします。

そもそも一国の総理大臣が特定の宗教の施設で参拝することは、その宗教に肩入れすることになります。あなたが日本国憲法 20条3項で言うところの「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と定めた、政教分離の原則を知らないは

ずはありません。言うまでも無く政教分離の原則は近代国家が歴史を通して獲得した普遍的な基本的人権の一つです。日本政府を代表する立場にあるあなたは、神社でも寺でも、またキリスト教会であっても、参拝したり礼拝したりすることは憲法で禁じられているのです。

さらに靖国神社は265万あまりの戦没者と共に、A級戦犯14人をも「神」として祀っているところから、参拝は国内、国外に重大な問題を引き起こします。あなたは参拝直後の談話の中で「日本は、二度と戦争を起こしてはならない。私は、過去への痛切な反省の上に立って、そう考えています」と言われましたが、どこに過去への痛切な反省があるのでしょうか。これは参拝の行為とは明らかに矛盾するものです。参拝することによって、先の大戦を引き起こしたA級戦犯を免罪にすることになります。また死んだ兵士たちを顕彰することで、彼らを戦場に駈りたて、死なせてしまった当時の政府の責任を無いものとします。その行き着くところは、国民に向かって、「今度戦争が起きたら、英霊に続いて、戦え」と言っていることと変わりありません

安倍首相、今回あなたは「靖国神社に合祀されない 国内、及び諸外国の人々を慰霊する」とされる鎮霊社 にも参拝しましたが、このようなごまかしは通用しま せん。鎮霊社の役割が慰霊であるとされているのに対 し、靖国神社の役割は慰霊と共に顕彰にあるからです。 だから参拝は、不戦の誓いとなるはずがなく、幾多の 戦争遺族をほんとうに慰めることにはなりません。 2000 万人といわれる戦争犠牲者を出したアジア諸国 が憤激するのは当然です。国際社会は、あなたの行為 を深い憂慮をもって見つめています。

私たちは、政教分離の原則を堅持し、日本が二度と戦争をしない、真実の意味での平和国家になることを求める立場から、改めて総理大臣の靖国神社参拝に反対し、今回のことを国内外に向かって謝罪し、これ以上靖国神社への関与をくり返さないよう強く要請いたします。

Q&A

安倍首相が参拝した「鎮霊社」って何?!

安倍首相は靖国神社参拝後、「・・・また、戦争で亡くなられ、靖国神社に合祀されない国内、及び諸外国の人々を慰霊する鎮霊社にも、参拝いたしました」と記者会見で語りました。

「鎮霊社」は靖国神社境内にありますが、その「社」って一体何?果たしてその正体とは・・・

■辻子実著『靖国の闇にようこそ』から

【鎮霊社】靖国神社本殿に祀られていない方々の御霊 と、世界各国すべての戦死者や戦争で亡くなられた 方々の霊が祀られています。(やすくに大百科) 鎮霊社には鳥居がありません。鎮霊社は隠したい。「靖 国神社の場合には、明治国家をつくった官軍の戦死者 ばかり祀られていると皆さん思っていますが、本殿の 脇に鎮霊社があり、白虎隊、西郷隆盛とかの霊は、そ の鎮霊社でお祀りされています。そのことが意外に知 られていません。(産経新聞社正論調査室次長 奥村 茂)」このように書かれていましたが、知られていませ んどころか、「御社殿全体を防護する鉄柵の内側にあり、 参拝者は受付にお申し出戴くか、鉄柵の外側からお参 りして」という状態で、そもそも見つけにくい場所に 置かれていました。2006 (平成18) 年10月12日に なって、やっと拝殿脇に入り口が設けられ、身近に見 学できるようになりました。

鳥居は、神社では、神域と人間が住む俗界を区分けする境を示します。招魂斎庭跡地にさえ、建てられていますが、鎮霊社には鳥居がありません。

どうも靖国神社としては、大切にしたくない建物のようです。

鎮霊社には1853 (嘉永6) 年以降に、世界中で戦争

のために殺された人、殺した人、殺させた人すべてを 神として祀る「宮」です。

ヒットラーも、ヒットラーの命令でアウシュビッツなどの強制収容所で殺されたユダヤ人の人々も、この「お宮」では、一緒に神になっていることになります。

靖国神社では、鎮霊社の神は、慰められる対象ですが、本殿の神は慰め祀られ、かつ顕彰の対象です。と言っています。

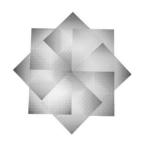
東条英機などA級戦犯は、靖国神になる前は、ここに祀られていたとも考えられますが、本殿の神となって、初めて、その戦争犯罪が業績として顕彰されるということになります。

■大野俊康靖国神社宮司通達 (2003 年 6 月 1 日)

鎮霊社は、靖國神社の本旨とも言へる、明治天皇の 聖旨=我國の爲をつくせる人々の名もむさし野にとむ る玉垣=とは異なる御社であることを、先づ以つて認 識せねばならない。

又、『靖國神社社憲』の前文に、「本神社は、明治天皇の思召に基き、嘉永6年以降、國事に殉ぜられたる人々を奉齋し、永くその祭祀を齋行して、その『みたま』を奉慰し、その御名を萬代に顯彰するため、明治2年6月29日、創立せられた神社である」とあり、次に、『宗教法人靖國神社規則』の第一章總則の第三條には、「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた『安國』の聖旨に基き、國事に殉ぜられた人々を奉齋し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し、社會の福祉に寄與し、その他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふことを目的とする」とある。□我々奉職者一同は、この『靖國神社社憲』及び『宗教法人靖國神社規則』に則り、職務を遂行せねばならぬことは、言ふまでもない。

又、鎮霊社を現在の場所より移築したり、圍りの鐵柵を取りはずす等、鎭座當時と同様に、參詣者が自由に參拜出來るようにすることは、千鳥ケ淵戰歿者墓苑に見られる通り、一部の政黨や所謂博愛主義者によつて、英靈祭祀二分化に繋がると、大いに懸念されるところである。よつて、小職は、昭和 40 年鎮霊社鎭座以來、今日まで嚴肅に奉仕されてきた祭祀に鑑み、鎮霊社を今後共、現状のまま、密かに奉齋続けることを見解とする。



◆◇◆ 全国の2·11集会、他2月の集会のお知らせ ◆◇◆

【 2・11札幌集会 】

- ◇日時 2月 11日 (火) 13:30~ ◇会場 札幌北光教会(札幌市中央区大通西 1 丁目 14)
- ◇講師 岡田有右さん(日本バプテスト連盟那覇新都心キリスト教会牧師)
- ◇テーマ 「沖縄の基地問題から見えてくる日本」
- ◇主催 札幌キリスト教連合会信教の自由を守る委員会

【 2.11信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会 】

- ◇日時 2月11日(火) 13:30~ ◇会場 仙台市民会館小ホール(仙台市青葉区桜ケ岡公園 4)
- ◇講師 伊藤真さん (弁護士・伊藤塾塾長) ◇テーマ 「日本国憲法ってなに?―憲法改正をいう前に」
- ◇主催 靖国神社国家管理反对宮城県連絡会議

【 第48回 なくせ!建国記念の日 許すな!靖国国営化 2.11東京集会 】

- ◇日時 2月11日 (火) 14:00~16:00 ◇会場 在日本韓国YMCA(千代田区猿楽町2-5-5)
- ◇講師 岡田明氏(東京都立高校社会科教諭・予防訴訟・処分撤回訴訟原告)
- ◇テーマ 「歴史からみた"天皇キャラ"と日本の人々」
- ◇主催 2.11 東京集会実行委員会 後援: 日本キリスト教協議会(NCC) 靖国神社問題委員会

【 2014.2.11「建国記念の日」反対 第48回名古屋キリスト者集会 】

- ◇日時 2月11日 (火) 13:00~15:30 ◇会場 日本キリスト教団 名古屋教会
- ◇講師 蓮池透さん(北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 元事務局長)
- ◇テーマ 「拉致問題をどう考えるか一解決の枠組みを探る」
- ◇開会礼拝説教 李根秀さん(在日大韓基督教会大垣教会牧師)

【 関西連合 2・11集会 】

- ◇日時 2月11日 (火) 14:00~ ◇会場 日本バプテスト大阪教会 (天王寺区茶臼山町1-17)
- ◇講師 藤沢一清さん (花小金井教会員) ◇テーマ 「子供のころ戦争があった」
- ◇主催 関西地方連合社会委員会

【 日本基督教団京都教区両丹地区 2・11集会 】

- ◇日時 2月11日 (火) 10:00~ ◇会場 教団丹波新生教会須知会堂
- ◇講師 平良仁志さん (堺バプテスト教会牧師)
- ◇テーマ 「信教の自由をめぐって、今、何が起きているか

~君が代日の丸強制・特定秘密保護法・靖国参拝|

【 パプテスト北九州地方連合2・11信教の自由を守る集会 】

- ◇日時 2月11日 (火) 13:00~15:30 ◇会場 シオン山バプテスト教会
- ◇講師 吉高叶さん(日本バプテスト連盟常務理事) ◇テーマ 「バプテスト・真の自由の連帯」
- ◇主催 バプテスト北九州地方連合社会ヤスクニ委員会

【 2・11 反ヤスクニ福岡集会 】

- ◇日時 2月11日 (火) 14:00~ ◇会場 九州キリスト教会館4Fホール(中央区舞鶴2-7-7)
- ◇講師 出水薫さん(九州大学大学院教授) ◇主催 半ヤスクニ福岡連絡会※集会後デモ行進があります。
- ◇テーマ 「ナショナリズムの暴走とグローカルな抵抗~憲法平和主義をめぐる状況」

【 2014年「バプテストの日」集会 】

- ◇日時 2月9日(日)15:00~17:00 ◇会場 福岡ベタニヤ村教会
- ◇講師 吉高叶さん(日本バプテスト連盟常務理事) ◇主催 福岡地方バプテスト連合社会委員会
- ◇テーマ 「ボクらにとって憲法って?~アベノ改(壊)憲とバプテスト」

「ヤスクニ通信」発行責任:日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会 委員長 平良 仁志 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4 TEL 048-883-1091 FAX 048-883-1092